

九重町公告第82号

公 告

九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託に係るプロポーザル参加事業者を次のとおり公募します。

平成28年8月5日

九重町長 坂本和昭

九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、九重町地域公共交通網形成計画の策定に関する業務の受託者を選定するに当たり、最適かつ優秀な提案を選定するために実施するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

- (1) 業務名：九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託
- (2) 業務内容：九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 履行期間：契約締結の日から平成29年3月15日（水）まで
- (4) 委託金額：7,000千円以下とする。（消費税を含む）
- (5) 発注者：九重町長 坂本和昭

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 町の指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 過去に本業務と同種の業務を受注した実績があること。
なお、同種の業務とは、地方自治体又は地方自治体が主宰する協議会等から受託した公共交通に関する調査・研究・計画策定等の業務とする。
- (5) 九重町暴力団排除条例（平成23年九重町条例第2号）第2条第1項に規定する、暴力団やその構成員でないこと。また、役員等が暴力団員やその構成員及びその統制の下にないこと。
- (6) 九州内に本店若しくは支店等を有する者であること。

4. 応募手続き等

- (1) 担当課：九重町役場 総務課
〒879-4895 大分県玖珠郡九重町大字後野上8番地の1
電話番号 0973-76-3800（直通）
FAX 番号 0973-76-2247
E-mail soumu@town.kokonoe.lg.jp

(2) 参加申込関係書類及び企画提案関係書類の提出について

① 参加申込関係書類

ア. 参加表明書 (様式第 1 号)

イ. 会社概要書 (様式第 2 号)

ウ. 同種業務の実績 (様式第 3 号)

[提出部数] 各 1 部

[提出期間] 平成 28 年 8 月 8 日 (月) ~平成 28 年 8 月 17 日 (水) 17 時必着

② 企画提案関係書類

エ. 実施計画書 (様式任意) ~A4 サイズで 1 枚

オ. 業務企画提案書 (様式第 4 号)

カ. 業務執行体制 (様式第 5 号)

※業務執行体制全体図 (様式任意) を併せて添付

キ. 企画提案書 (様式任意) ~A4 サイズで表紙を除き 15 ページ以内

ク. 見積書 (様式任意) ~社印を押印した正式見積書

[提出部数] 各 10 部 (押印が必要なものは 1 部原本、他 9 部は写しを提出)

[提出期間] 平成 28 年 8 月 22 日 (月) ~平成 28 年 9 月 2 日 (金) 17 時必着

③ 提出先

4. (1) に同じ

④ 提出方法

郵送又は直接持参するものとする。なお、郵送の場合は受取日時及び配達証明が確認できる方法によるものとし、上記提出期間内に到着したものに限り受け付けるものとする。また、郵便事故等については提出者がリスク管理を行うものとする。

⑤ 参加資格確認結果の通知

①の参加申込関係書類の提出締切後に参加資格を確認し、プロポーザル参加資格確認結果通知書を送付する。

(3) 企画提案書等の作成上の留意事項

項目	内容に関する留意点
同種業務の実績 (様式第 3 号)	平成 23 年度以降に受注し、完了した同種業務の実績を 5 件以内で記載すること。なお、受注実績を証する契約書の写し等を添付すること。
実施計画書 (様式任意)	契約締結から納品までの実施スケジュールの詳細等を記載すること。

業務執行体制 (様式第5号)	配置予定の管理技術者、担当技術者について記載すること。
技術者の経歴等 (様式第6号)	配置予定の管理技術者、担当技術者毎に記載すること。
企画提案	仕様書を踏まえた提案内容とし、主旨を簡潔に記載すること。なお、業務の実施方針（基本的な考え方）や実施手法等を示すこと。
見積書 (様式任意)	本業務に係る見積を提出すること。なお、積算内訳も記載すること。

(4) 説明会について

プロポーザルへの参加に係る説明会は実施しないものとする。

(5) 質問の受付

① 受付期間

平成28年8月8日(月)9時～平成28年8月29日(月)17時

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

② 受付先

4.(1)に同じ

③ 質問方法

質問は文書(様式任意)で行うものとし、持参又はFAX・E-mailで提出するものとする。

④ 回答方法

平成28年8月10日(水)から平成28年8月31日(水)までの間で参加者全員へFAX又はE-mailにより回答する(質問者は公表しない)。なお、質問の内容が本プロポーザルの受託者選定に公平性を保てないと判断される場合は回答を行わないものとする。また、質問に対する回答は、実施要領の追加又は修正とみなす。

5. 企画提案書の審査方法及び審査基準

(1) 企画提案書の審査、評価及び特定を行うため、「九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託受託者選定審査委員会」(以下「審査会」という。)を設置する。

(2) 審査会の構成

審査委員 5名(地域交通協議会役員等)

(3) 審査会は、提出された企画提案書についてヒアリング審査等を実施する。

(4) 審査基準

評価項目（別表1）により審査を行い、評価点を付す。

6. 審査

(1) ヒアリング審査

① 実施日 平成28年9月6日（火）

ア. ヒアリング審査の時間は別途通知書により指定する。

イ. 日程は都合により変更する場合がある。

② 内容等

ア. 時間は30分（説明15分、質疑15分）

イ. 企画提案書の説明及び審査委員による質疑等

ウ. 説明は提出した企画提案書の内容のみで行う。

エ. 出席者は3名以内とし、説明者は当該業務を直接担当する者とする。

オ. ヒアリング審査は非公開とする。

カ. ヒアリング審査で使用するPC等の機材は参加者が持参する。なお、プロジェクター及びスクリーンは九重町で用意する。

(2) 審査結果等について

① 評価項目（別表1）の評価点の合計が最高点の者を最優秀提案者とする。

② 審査結果は参加者全員に文書で通知するものとする。

③ 各評価項目の評価点は公表しないものとする。

④ 審査結果に対する異議は受け付けないものとする。

7. 失格

次のいずれかに該当する場合は、応募者は失格とする。

(1) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(2) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

(3) 提案書類等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合

(4) 応募者が、応募受付日から契約締結日までの間に「3. 参加資格」の条件に該当しなくなった場合

(5) 見積価格が予定価格〔2. (4) 委託金額〕を上回っている場合

(6) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

8. 契約

(1) 内部手続きを経た上で、最優秀提案者を本業務委託の契約の相手方として決定する。ただし、最優秀提案者が辞退した場合は、次点の者と契約する。

(2) 採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

- (3) 委託料は、九重町が定めた基準により算出した額に基づき決定する。
- (4) 契約保証金は免除する。

9. その他

- (1) 企画提案書の提出は、1 提案者 1 案とする。
- (2) 提出等に要する費用は全て提案者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、本業務の受託者選定のための作業に必要な範囲において、その複製を作成する場合があるが、それ以外は提案者に無断で使用しないものとする。
- (5) 企画提案書の提出後に、内容の変更は認めないものとする。
- (6) 参加を辞退する場合は、プロポーザル方式参加辞退届（様式第 7 号）を平成 28 年 9 月 2 日（金）17 時までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル方式参加辞退届在中」と朱書き）により提出するものとする。
- (7) 企画提案書作成のために発注者より受領した資料がある場合には、発注者の許可なく当該資料を公表したり、その他の業務に使用してはならない。
- (8) 提出された企画提案書等は、原則として公開しないものとする。

別表 1（評価項目）

評 価 項 目			
	大区分	中区分	小区分
(1)	企画内容	提案の的確性・実施効果等	地域概要の整理及び公共交通の現状把握及び分析の方法が適切か
			公共交通ニーズ把握調査が適切か
			地域公共交通網形成計画の趣旨に沿った公共交通全体の将来像の検討、現状の問題、課題の整理方法が適切か
			計画の評価方法及び数値目標の設定方法が適切か
(2)	業務実績	同種業務の実績	同種業務の過去の実績件数
(3)	組織体制	専門性等	技術者の主な業務経歴等
			業務執行体制及び業務計画が無理なく適切に設定されているか
(4)	見積	業務費用	提案者の提示額と発注者の提示額との比率

(様式第1号)

九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託プロポーザル参加表明書

平成 年 月 日

九重町長 坂本和昭 殿

所在地：

会社名：

代表者：

電話：

⑩

九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル方式に参加します。

記

(担当者連絡先)

部 署	
担当者役職・氏名	
電 話 番 号	
F A X	
電子メールアドレス	

(様式第2号)

会社概要書

会社名				
所在地				
ホームページアドレス				
資本金	万円	従業員数		
担当者役職・氏名				
電話番号		FAX番号		
メールアドレス	E-mail:			
主な事業				
※上記以外の支店・営業所等が業務を担当する場合は記入してください。				
営業 拠点	支店名等			
	所在地			
	電話番号		FAX番号	
	担当者職氏名		従業員数	(上記従業員数の内数)
申出事項 プロポーザルへの参加を希望するにあたり、次のとおり申し出ます。 (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しません。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていません。 (3) 国税、都道府県税、市町村税を滞納していません。 (4) 暴力団関係事業者等であることにより、競争入札等への参加を除外されていません。 (5) 暴力団関係事業者ではありません。				

上記のとおり相違ありません。

所在地：

会社名：

代表者：



(様式第3号)

同種業務の実績

会社名： _____

NO	業務名	発注者名	契約金額	契約期間	業務概要
1			千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
2			千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
3			千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
4			千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
5			千円	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	

- ・平成23年4月1日以降に受注した同種の業務で、完了したものを記載すること。
- ・記載は最大5件とする。
- ・受注実績を証する契約書の写し等を添付すること。

(様式第4号)

業 務 企 画 提 案 書

(業務名) 九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

上記業務に係る企画提案書を別添のとおり提出します。

平成 年 月 日

九重町長 坂 本 和 昭 殿

所在地：

会社名：

代表者：

電 話：

㊞

(様式第5号)

業 務 執 行 体 制

役 割	氏 名	所 属 ・ 役 職	本業務で担当する 業務内容
管 理 技 術 者			
担 当 技 術 者 (1)			
担 当 技 術 者 (2)			
担 当 技 術 者 (3)			

- ※ 氏名にはふりがなをふること
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して記入すること
- ※ 業務執行体制全体図 (様式任意) も併せて添付すること

(様式第6号)

技術者の経歴等

○○技術者	(担当する業務分野)	
(氏名)	(生年月日)	
所属・役職		
保有技術資格(資格の種類、部門、取得年月日等)		
主な業務経歴等		
その他の経歴等(表彰等の特記事項)		
手持ち業務の状況(年 月 日現在)		
業務名	発注機関	履行期間

※ 技術者欄の○○には、管理・担当の各名称を記載すること。

(様式第7号)

プロポーザル方式参加辞退届

(業務名) 九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

上記業務に係るプロポーザル方式の参加については、都合により辞退します。

平成 年 月 日

九重町長 坂本和昭 殿

所在地：
会社名：
代表者：
電 話：

⑩

九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務の名称 九重町地域公共交通網形成計画策定支援業務委託

2. 業務の目的

広大な面積を有し、公共交通が不便な地域が多く点在している本町では、鉄道（JR）や民間路線バス、スクールバス等が運行されているが、運行維持に多額の行政負担を伴い、また、交通弱者にとっては移動が制約され、観光施設へのアクセスの利便性に欠ける状況でもあったことから、平成20年に「九重町地域公共交通総合連携計画」を策定し、町営有償旅客運送のコミュニティバスの運行等に取り組んで来た。しかし、人口減少や少子高齢化が急速に進み、平成25年に交通政策基本法の制定、地域公共交通活性化再生法の一部改正等が施行される中、まちづくり等の地域戦略と連携し、地域全体を面的に捉えた持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築が求められている。本業務は、こうした状況を踏まえ、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするため、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通網形成計画を策定することを目的とする。

3. 地域公共交通の現況

本町には主なバス路線を運行する事業者は2社存在するが、平成28年9月末に1社が撤退することから、10月以降は、当該撤退路線について現行の運行ダイヤを基本しながら、町営有償旅客運送により暫定的に運行することとしている。これまでも地域公共交通総合連携計画を策定し、交通空白地の解消や地域公共交通の維持・確保・改善に向けた取組として、町営有償旅客運送のコミュニティバスを9系統運行して来たが、マイカーの普及や少子化・過疎化の進行等を背景に利用者の減少傾向が続いている。また、民間バス路線に対する行政の赤字補填も増加している。しかし、民間路線全体の運行スケジュールやルートの見直しを検討することが困難な状況であり、交通事業者による取組みに委ねられている実状である。

4. 業務の委託期間

業務の委託期間は、契約締結の日から平成29年3月15日（水）までとする。

5. 業務の内容

以下の内容とするが、九重町地域交通協議会（以下「協議会」という。）において変更・追加の要望があった場合には、見直しを行うこととする。

(1) 地域概要の整理

地勢、道路状況、主要施設の立地、人口構造や分布状況（特に高齢者）等の整理を行い、地域特性の把握を行う。また、上位・関連計画の整理から、まちづくりの方向性を整理する。

(2) 九重町の公共交通の現状の把握及び分析

民間バス路線やコミュニティバスのほか、鉄道、タクシー等の地域で運行される地域公共交通の運行状況を整理するとともに、路線別の利用・収支状況について把握し、検証する。なお、コミュニティバス9系統及び10月以降の日田バス路線については、日々の利用・収支状況について情報提供が可能な見込みである。

(3) 公共交通のニーズ把握調査

生活交通確保に配慮した観光交通のあり方の検討や、今後の見直しの方向性、運行上の課題などを把握するため、アンケート調査やヒアリング等を実施し、住民（特に高齢者や通学児童、生徒等）や観光客、公共交通事業者等の実態や意向を調査する。

(4) 公共交通全体の将来像の検討、現状の問題、課題の整理

各種調査結果から得られた成果等を踏まえ、まちづくりの実現に向けて公共交通の将来像並びに役割を検討する。また、現状の公共交通の問題を踏まえ、地域における課題を抽出する。

なお、検討に際しては地域公共交通活性化・再生の促進に関する基本方針（平成26年総務省告示・国土交通省告示第1号）を踏まえ、次の事項に留意するものとする。

- ◎ まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ◎ 地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワーク
- ◎ 多様な交通サービスの組合せ
- ◎ 住民の協力を含む関係者の連携

(5) 地域公共交通網形成計画（案）の作成

上記（4）の検討結果、課題等を踏まえて、法定要件を満たす地域公共交通網形成計画（案）を作成するとともに、平成29年度以降の運行内容変更に向けた具体的な実施計画を立案する。

なお、地域公共交通網形成計画（案）は、地域公共交通会議及び協議会における議論並びに九重町地域公共交通総合連携計画をはじめとする地域交通に係る計画に加え、地域公共交通活性化・再生の促進に関する基本方針との整

合性を図るため、次の事項に留意するものとする。

- ◎基本方針及び計画目標の検討
- ◎計画区域及び事業・実施主体の検討
- ◎評価方法及び数値指標の検討
- ◎再編メニューの検討
- ◎計画スケジュールの検討
- ◎計画書のとりまとめ

(6) 協議会の運営支援

- ・協議会の開催に必要な資料を作成するとともに、会議への出席、議事録の作成等の協議会運営に関して必要な協力を行う。
- ・協議会には幹事会及び分科会も含まれる。
- ・事業の成果について、協議会の場において説明を行う。

6. 業務実施に係る事項

(1) 秘密の保持

本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(2) 著作権等

本業務で新たに生じる著作物及び二次的著作物の権利については、発注者に帰属する。

(3) 成果品の作成

- ・検討結果を踏まえ、報告書を作成する。
- ・成果品は以下のとおりとする。

○報告書(A4判)	: 3部
○報告書の電子データを記録したCD-R	: 1部
○関係資料・会議録	: 1式

(4) 協議打合せ

受注者は、本事業を適切かつ円滑に遂行するため、発注者と打ち合わせや協議を適宜行う。

(5) その他

本仕様書に記載のない事項について、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合には発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。